



保健室より No. 15 2024/12/9



救急搬送における選定療養費についてご存じですか？

茨城県で、救急搬送数が増加傾向にあり、医療現場がひっ迫し、緊急性の高い患者に医療を提供できなくなる恐れがあります。そこで、緊急要請時の緊急性が認められない場合は、対象病院において選定療養費が徴収されます。対象病院は、茨城県のホームページでご確認ください。

もし、急なけがや病気で救急車を呼ぶか迷ったら、『茨城県救急電話相談（24時間 365 日）』をご利用ください。15 歳以上は【#7119】15 歳未満は【#8000】つながらない場合は【050-5445-2856】です。

茨城県ホームページより